

議案第96号

墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区不燃建築物建築促進助成条例（昭和54年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「と同種の助成金（以下「同種の助成金」という。）を」を「のほか、国、区又は他の地方公共団体等から規則で定める助成金等を既に受け、又は」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、規則で定める場合においては、この条例による助成金の全部又は一部を交付することができる。

第5条第1項中「210万円」を「460万円」に改め、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条中「助言・指導」を「助言又は指導」に改め、同条を第8条とし、第6条中「助成金の交付を受けようとする者」を「助成対象者」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（助成対象確認等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う際に、規則で定めるところにより、当該不燃建築物の建築が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により不燃建築物の建築が助成対象である旨の区長の確認を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該不燃建築物の建築の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに区長の変更の承認を受けなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を交付された墨田区不燃建築物建築促進助成条例第2条第1号に規定する不燃建築物について適用し、同日前に当該検査済証を交付された当該不燃建築物については、なお従前の例による。

（提案理由）

不燃建築物の建築の一層の促進を図るため、不燃建築物の建築に係る助成金の額を引き上げるほか、所要の規定整備をする必要がある。